

2023 年 12 月の税務トピック

日本国旅券または旅券代替書類の所持者に対する、特別な事由で、かつ一時的に、短期のビジネス取引を目的としてタイ王国に一時的に入国する場合の査証免除措置

外務省の提案がタイ政府によって承認された。日本の旅券または旅券に代わる文書を所持する者は、短期の商取引を目的として入国した場合、一時的な措置として、30 日以内の滞在について査証（ビザ）が免除される。この措置は、タイの経済刺激策及び、迅速な経済回復を目的として、仏暦 2567 年（西暦 2024 年、以下西暦表記とする）1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで、3 年間の暫定措置として実施する。

付加価値税の還付申請者に対し、Prompt Pay を介して銀行口座へ還付

歳入局は、国家電子決済システム (National e-Payment) を通じた電子取引の利用促進を目的とし、2024 年初めにも、付加価値税還付の主要チャネルとして、還付申請者の銀行口座への Prompt Pay を介した還付措置の原則を承認する。歳入局事務所が、どの会計月について Prompt Pay システムを介した銀行口座への振り込みによる付加価値税還付を実施するかは、付加価値税還付通知書に記載された情報を以って、事業者に通知する。

「Easy E-Receipt」 – 2024 年課税年度の個人所得税を最大 50,000 パーツまで控除、1 月 1 日から 2 月 15 日までの商品・サービス購入で

歳入局は、2024 年 1 月 1 日から 2 月 15 日までの期間に、付加価値税 (VAT) 登録事業者から商品またはサービスを購入、または、通常の紙媒体及びインターネットを介した電子媒体 (e-book) で新聞および雑誌を購入、または、コミュニティ開発局にて登録された一村一品 (OTOP) 製品を購入した個人所得税の納税者 (Ordinary Partnership または Group of persons を除く) に対し、2024 年課税年度の個人所得税を最大 50,000 パーツまで控除する。ただし、電子タックスインボイス (e-Tax invoice) または電子領収書 (e-Receipt) が証拠として必要となる。

税額控除の対象外の商品・サービスは、酒類、ビール、ワイン、タバコ、自動車、オートバイ、船、乗り物補給用の石油・ガス、水道、電気、電話、インターネットサービスなど公共サービス、2024 年 1 月 1 日～2 月 15 日以外の期間に提供されたサービス、損害保険料など。

日本語翻訳：パカポーン・ワンパンプット（タイ国公認会計士）

[タックス・ニュース 2023 年 12 月号 / 第 324 号]